

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 新旧対照表

変更前	変更後																												
(様式第2-6号) 【都道府県から国に提出するもの】	(様式第2-6号) 【都道府県から国に提出するもの】																												
農林水産省様式	農林水産省様式																												
多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）	多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）																												
1 (略)	1 (略)																												
2 農地維持支払交付金に関する事項	2 農地維持支払交付金に関する事項																												
(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定	(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定																												
ア, イ (略)	ア, イ (略)																												
ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等	ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等																												
(7) 地域資源の基礎的保全活動	(7) 地域資源の基礎的保全活動																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">活動内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活 動</td> <td>9 水路附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td><u>□配水操作</u> <u>地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	活 動	9 水路附帯施設の保守管理	活動内容	<u>□配水操作</u> <u>地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</u>	活動要件	—	<div style="color: red; text-align: center;">(削る)</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">活動内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農道</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>農道</td> </tr> <tr> <td>活 動</td> <td>12 路面の維持</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td><u>活動計画書に位置づけた農道に砂利の補充や破損箇所の簡易な補修等の対策を行うなど、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。また、頻繁に砂利の補充が必要な箇所は、必要最小限で浸食防止のための対策をすること。</u></td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農道	活動項目	農道	活 動	12 路面の維持	活動内容	<u>活動計画書に位置づけた農道に砂利の補充や破損箇所の簡易な補修等の対策を行うなど、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。また、頻繁に砂利の補充が必要な箇所は、必要最小限で浸食防止のための対策をすること。</u>	活動要件	—
区 分	活動内容の追加																												
活動区分	実践活動																												
対象施設等	水路																												
活動項目	水路																												
活 動	9 水路附帯施設の保守管理																												
活動内容	<u>□配水操作</u> <u>地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</u>																												
活動要件	—																												
区 分	活動内容の追加																												
活動区分	実践活動																												
対象施設等	農道																												
活動項目	農道																												
活 動	12 路面の維持																												
活動内容	<u>活動計画書に位置づけた農道に砂利の補充や破損箇所の簡易な補修等の対策を行うなど、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。また、頻繁に砂利の補充が必要な箇所は、必要最小限で浸食防止のための対策をすること。</u>																												
活動要件	—																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">活動内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活 動</td> <td>15 ため池附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td><u>□配水操作</u> <u>地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	ため池	活 動	15 ため池附帯施設の保守管理	活動内容	<u>□配水操作</u> <u>地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</u>	活動要件	—	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">活動内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活 動</td> <td>15 ため池附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td><u>□動作確認</u> <u>施設の保守管理のため、適宜動作確認を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	ため池	活 動	15 ため池附帯施設の保守管理	活動内容	<u>□動作確認</u> <u>施設の保守管理のため、適宜動作確認を行うこと。</u>	活動要件	—
区 分	活動内容の追加																												
活動区分	実践活動																												
対象施設等	ため池																												
活動項目	ため池																												
活 動	15 ため池附帯施設の保守管理																												
活動内容	<u>□配水操作</u> <u>地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</u>																												
活動要件	—																												
区 分	活動内容の追加																												
活動区分	実践活動																												
対象施設等	ため池																												
活動項目	ため池																												
活 動	15 ため池附帯施設の保守管理																												
活動内容	<u>□動作確認</u> <u>施設の保守管理のため、適宜動作確認を行うこと。</u>																												
活動要件	—																												
(イ) (略)	(イ) (略)																												
エ (略)	エ (略)																												
(2) 交付単価	(2) 交付単価																												
ア (略)	ア (略)																												

変更前

変更後

イ 農地維持支払交付金の交付単価

(7) 基本単価

適用	地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,500円	3,000円
	畑	1,000円	2,000円
	草地	125円	250円
喜界町の基本単価①	田	1,500円	3,000円
	畑	750円	1,500円
	草地	125円	250円
喜界町の基本単価② (共同活動を5年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地)	田	1,500円	3,000円
	畑	600円	1,200円
	草地	125円	250円

イ 農地維持支払交付金の交付単価

(7) 基本単価

適用	地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,500円	3,000円
	畑	1,000円	2,000円
	草地	125円	250円

(削る)

- (3) (略)
- (4) (略)

- (3) (略)
- (4) (略)

3 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

3 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) (略)

(1) (略)

(2) 交付単価

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

ア 基本的考え方

(7) (略)

(7) (略)

(イ) 「加算単価」

(イ) 「加算単価」

- ・ 下記イの(イ), (ウ)及び(エ)に示した「加算単価1」, 「加算単価2」及び「加算単価3」とする。
- ・ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織にあつて、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限り加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）に更に加算できる交付単価は次に掲げる加算単価2（農村協働力の深化に向けた活動への支援）の定めのとおりとする。
 - (a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
 - (b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

- ・ 下記イの(イ)及び(ウ)に示した「加算単価1」及び「加算単価2」とする。

(削る)

(略)

イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

(7) 基本単価

イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

(7) 基本単価

変更前

変更後

適用	地目	国の資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)の 10アール当たりの交付 単価	国の資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図 る共同活動)と一体的に地 方公共団体が交付する交付 金を加えた交付金の10ア ール当たりの交付単価
基本単価	田	1,200円	2,400円
	畑	720円	1,440円
	草地	120円	240円
喜界町の基本単価	田	1,200円	2,400円
	畑	540円	1,080円
	草地	120円	240円
多面的機能の増進を図る活動に 取り組まない地区の交付単価	田	1,000円	2,000円
	畑	600円	1,200円
	草地	100円	200円
喜界町の多面的機能の増進を図 る活動に取り組まない地区の交 付単価	田	1,000円	2,000円
	畑	450円	900円
	草地	100円	200円
継続地区の交付単価(共同活動を5 年間以上実施した対象農用地及び向上活 動支援交付金の対象農用地)	田	900円	1,800円
	畑	540円	1,080円
	草地	90円	180円
南九州市の継続交付単価(共同活動 を5年間以上実施した対象農用地及び向 上活動支援交付金の対象農用地)	田	900円	1,800円
	畑	360円	720円
	草地	90円	180円
喜界町の継続交付単価(共同活動を 5年間以上実施した対象農用地及び向上 活動支援交付金の対象農用地)	田	900円	1,800円
	畑	432円	864円
	草地	90円	180円
多面的機能の増進を図る活動に組み 込まない継続地区の交付単価(共同活動を5 年間以上実施した対象農用地及び向上活 動支援交付金の対象農用地)	田	750円	1,500円
	畑	450円	900円
	草地	75円	150円
南九州市の多面的機能の増進を図る活動 に取り組まない継続地区の交付単価(共 同活動を5年間以上実施した対象農用地 及び向上活動支援交付金の対象農用地)	田	750円	1,500円
	畑	300円	600円
	草地	75円	150円
喜界町の多面的機能の増進を図る活動に 取り組まない継続地区の交付単価(共同 活動を5年間以上実施した対象農用地及 び向上活動支援交付金の対象農用地)	田	750円	1,500円
	畑	360円	720円
	草地	75円	150円

(イ) (略)

適用	地目	国の資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)の 10アール当たりの交付 単価	国の資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図 る共同活動)と一体的に地 方公共団体が交付する交付 金を加えた交付金の10ア ール当たりの交付単価
基本単価	田	1,200円	2,400円
	畑	720円	1,440円
	草地	120円	240円
多面的機能の増進を図る活動に 取り組まない地区の交付単価	田	1,000円	2,000円
	畑	600円	1,200円
	草地	100円	200円
継続地区の交付単価(共同活動を5 年間以上実施した対象農用地及び向上活 動支援交付金の対象農用地)	田	900円	1,800円
	畑	540円	1,080円
	草地	90円	180円
南九州市の継続交付単価(共同活動 を5年間以上実施した対象農用地及び向 上活動支援交付金の対象農用地)	田	900円	1,800円
	畑	360円	720円
	草地	90円	180円
多面的機能の増進を図る活動に組み 込まない継続地区の交付単価(共同活動を5 年間以上実施した対象農用地及び向上活 動支援交付金の対象農用地)	田	750円	1,500円
	畑	450円	900円
	草地	75円	150円
南九州市の多面的機能の増進を図る活動 に取り組まない継続地区の交付単価(共 同活動を5年間以上実施した対象農用地 及び向上活動支援交付金の対象農用地)	田	750円	1,500円
	畑	300円	600円
	草地	75円	150円

(喜界町に係る単価記載を削る)

(イ) (略)

変更前

(ウ) 加算単価 2 (農村協働力の深化に向けた活動への支援)

適用	地目	国の農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,200 円	2,400 円
	畑	720 円	1,440 円
	草地	120 円	240 円

4 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア (略)

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

(略)

(ア) 工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

対象施設は、「水路」、「農道」、「ため池」、「農地」とする。対象活動は、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等に必要なものとする。

なお、「農地」に係る対象施設・対象活動に当たっては、「水路」、「農道」等の施設の長寿命化のための活動を優先とし、地域の合意により、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

また、工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する場合の要件等は、次の いずれかの要件を満たすものとし、実施を希望する場合は、「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付の上、市町村長の認定を受けるものとする。

- ① 他の補助事業での実施が不可能なもの。
- ② 活動組織が自ら行う活動 (直営施工) であるもの。
- ③ 緊急性があるなど特別な事情があるもので、知事に協議し、同意を得たもの。

(略)

ウ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

(中略)

区 分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活 動	120 補修
活動内容	<u>□暗きょ排水の補修</u> 暗きょ排水の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
活動要件	—

変更後

(削る)

4 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア (略)

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

(略)

(ア) 工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

対象施設は、「水路」、「農道」、「ため池」、「農用地」とする。対象活動は、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等に必要なものとする。

なお、「農用地」に係る対象施設・対象活動に当たっては、「水路」、「農道」等の施設の長寿命化のための活動を優先とし、地域の合意により、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

また、工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する場合の要件等は、次の いずれかの要件を満たすものとし、実施を希望する場合は、「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付の上、市町村長の認定を受けるものとする。

- ① 他の補助事業での実施が不可能なもの。 (採択要件に合わないもの)
- ② 活動組織が自ら行う活動 (直営施工) であるもの。
- ③ 緊急性があるなど特別な事情があるもので、知事に協議し、同意を得たもの。

※ 緊急性とは、甚大な自然災害による被災若しくは災害発生の危険性が高まり、周辺住民に危険を及ぼすことが想定される場合。

(略)

ウ 地域の状況に応じて追加する農用地に係る施設や対象活動

(中略)

区 分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活 動	120 補修
活動内容	<u>□暗きょ排水の補修</u> 暗きょ排水の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
活動要件	—

変更前

区分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活動	120 補修
活動内容	<u>□給水栓の補修</u> 給水栓の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活動	121 更新等
活動内容	<u>□暗きょ排水の設置</u> 生産性の確保による遊休農地の防止のために、暗きょ排水の設置を行うこと。
活動要件	実践活動
区分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活動	121 更新等
活動内容	<u>□給水栓の設置</u> 老朽化等により機能に障害が生じている給水栓等の更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
活動	121 更新等
活動内容	<u>□農用地への客土等</u> 生産性の確保による遊休農地の防止のために、客土や混層耕、心土破碎等の対策を行うこと。
活動要件	—

変更後

区分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活動	120 補修
活動内容	<u>□給水栓の補修</u> 給水栓の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活動	121 更新等
活動内容	<u>□暗きょ排水の設置</u> 生産性の確保による遊休農地の防止のために、暗きょ排水の設置を行うこと。
活動要件	実践活動
区分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活動	121 更新等
活動内容	<u>□給水栓の設置</u> 老朽化等により機能に障害が生じている給水栓等の更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活動	121 更新等
活動内容	<u>□農用地への客土等</u> 生産性の確保による遊休農地の防止のために、客土や混層耕、心土破碎等の対策を行うこと。
活動要件	—

変更前

別添：市町村一覧表

市町村名			
鹿児島市	長島町	志布志市	喜界町
日置市	霧島市	大崎町	徳之島町
いちき串木野市	始良市	西之表市	天城町
指宿市	伊佐市	中種子町	伊仙町
南さつま市	湧水町	南種子町	和泊町
枕崎市	鹿屋市	屋久島町	知名町
南九州市	垂水市	奄美市	与論町
薩摩川内市	東串良町	大和村	
さつま町	南大隅町	宇検村	
阿久根市	肝付町	瀬戸内町	
出水市	曾於市	龍郷町	
40 市町村			

変更後

別添：市町村一覧表

市町村名			
鹿児島市	長島町	曾於市	龍郷町
日置市	霧島市	志布志市	喜界町
いちき串木野市	始良市	大崎町	徳之島町
指宿市	伊佐市	西之表市	天城町
南さつま市	湧水町	中種子町	伊仙町
枕崎市	鹿屋市	南種子町	和泊町
南九州市	垂水市	屋久島町	知名町
薩摩川内市	東串良町	奄美市	与論町
さつま町	錦江町	大和村	
阿久根市	南大隅町	宇検村	
出水市	肝付町	瀬戸内町	
41 市町村			

(別紙)

(別紙1) 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(農地維持活動)新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (略)</p> <p>第2 活動の説明</p> <p>1 地域資源の基礎的な保全活動 (1), (2) (略)</p> <p>(3) 実践活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水路(開水路・パイプライン)に関する活動内容</p> <p>7, 8 (略)</p> <p>9 水路附帯施設の保守管理 (中略) <input type="checkbox"/>配水操作 ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ ため池に関する活動内容</p> <p>13, 14 (略)</p> <p>15 ため池附帯施設の保守管理 (中略) <input type="checkbox"/>配水操作 ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</p>	<p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (略)</p> <p>第2 活動の説明</p> <p>1 地域資源の基礎的な保全活動 (1), (2) (略)</p> <p>(3) 実践活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水路(開水路・パイプライン)に関する活動内容</p> <p>7, 8 (略)</p> <p>9 水路附帯施設の保守管理 (中略) (削る)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ ため池に関する活動内容</p> <p>13, 14 (略)</p> <p>15 ため池附帯施設の保守管理 (中略) <input type="checkbox"/>動作確認 ・施設の保守管理のため、適宜動作確認を行うこと。</p>

(別紙)

(別紙3) 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))新旧対照表

変更前				変更後			
第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件				第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件			
		地域活動指針				地域活動指針	
		活動区分	活動項目			活動区分	活動項目
		施設区分				施設区分	
実践活動	水路	61	水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。	水路	61	水路の補修
		62	水路の更新等			62	水路の更新等
	農道	63	農道の補修		農道	63	農道の補修
		64	農道の更新等			64	農道の更新等
	ため池	65	ため池の補修		ため池	65	ため池の補修
66		ため池(附帯施設)の更新等	66	ため池(附帯施設)の更新等			
農地		120 補修 121 更新等		農用地		120 補修 121 更新等	
(略)				(略)			
第2 活動の説明				第2 活動の説明			
1 実践活動				1 実践活動			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
(4) 農地に関する対象活動 (略)				(4) 農用地に関する対象活動 (略)			